

京都大学情報学研究科同窓会 総会配布資料

平成 21 年 7 月 19 日 (日)

京都大学情報学研究科同窓会委員会

行事次第

1. 総会

時刻：10:30 ~ 11:00

場所：京都大学吉田キャンパス工学部 10 号館情報 1 教室

- (1) 開会宣言 永原正章 (京大情報学同窓会会長)
- (2) 挨拶 高橋豊教授 (京都大学同窓会幹事)
- (3) 事業報告
- (4) 決算報告
- (5) 委員選出
- (6) 委員紹介
- (7) 事業計画
- (8) 予算案
- (9) その他の議題
- (10) 閉会

平成 20 年度事業報告

平成 20 年度には以下の事業を行いました。

1. 研究集会の開催

- 「情報学と産業の未来 2008」と題して、同研究集会を行いました。

2. 総会の開催

- 総会を東京にて開催しました。

3. 情報学研究科創立 10 周年記念式典へのブース出展

- 情報学研究科創立 10 周年記念式典において本会のブースを出展し、参加者に対して本会の案内や寄附の募集を行いました。
- 本会員を含む、情報学研究科教員が著作した研究書籍を展示しました。

4. ICT イノベーションへのブース出展

- ICT イノベーションにおいて本会のブースを出展し，参加者に対して本会の案内や寄附の募集を行いました．

5. 名簿データの収集

- 学位記授与の場において修士課程修了生の名簿データを収集しました．
- 修士および博士課程の入学ガイダンスの場において新入生の名簿データを収集しました．

6. 東京支部の設置

- 東京近郊での本会関連活動の支援を目的として，東京支部を設置致しました．

7. 会報の発行

- 秋季と春季の計 2 回，本会会報を発行し，本会員に発送致しました．
- また，中央図書館，宇治分館，情報学研究科図書館に会報を設置しました．

平成 20 年度決算報告

右の通り決算報告いたしますので，承認頂けましたら幸いです．詳細は別紙の決算報告書をご覧ください．

[単位：円]		19 年度実績	20 年度予算案	20 年度実績
収入	会費収入	665,000	665,000	670,000
	寄付	0	0	15,000
	営業外収益	4,383	200,000	1,114
	収入合計	669,383	865,000	686,114
支出	管理費	371,290	350,000	287,667
	支出合計	371,290	350,000	287,667
純損益		298,093	515,000	398,447

特記事項

予算案では，営業外収益として情報学研究科からの資金援助が勘定されておりました．しかし実際には，研究科からは資金援助の代わりに，会報作成の費用を負担して頂きました．そのため，補助金は同窓会の前年度会計には収入として含まれておらず，会報の出版費用は支出に含まれておりません．

平成 21 年度同窓会委員構成

会長	永原 正章	(複雑系科学専攻 助教)	
顧問	宗像 豊哲	(数理工学専攻 教授)	
東京支部長	岡本 昌之	(東芝)	
同窓会委員	大岩 美野	(知能情報学専攻)	庶務幹事
	岡本 雅	(システム科学専攻)	名簿幹事
	佐藤 健治	(経済学研究科)	会計幹事
	中榮 健二	(複雑系科学専攻)	広報幹事
	大内田 裕胤	(知能情報学専攻)	
	小蔵 正輝	(複雑系科学専攻)	
	久保木 猛	(通信情報システム専攻)	
	岡本 雅子	(社会情報学専攻)	
	中村 和晃	(知能情報学専攻)	
社会人委員	今村 元一	(クエステトラ)	
	倉富 一徳	(博報堂 DY メディアパートナーズ)	
	誉田 太郎	(モバセンス)	
	谷口 忠大	(立命館大学情報理工学部 助教)	

平成 21 年度事業計画案

平成 21 年度には以下の事業を計画しています。

1. 総会の開催

- 平成 20 年度に引き続き、総会を下記の関連行事「超交流会」とともに開催します。

2. 「超交流会」の開催

- 様々な分野で開拓者精神を発揮して活躍されている OB らと交流します。
- 彼らの考え方・生き方を学ぶとともに、新たな人脈を形成することで研究の発展や社会貢献を目指します。

3. 会報の発行

- 秋季と春季の計 2 回の会報発行を予定しております。

4. ICT イノベーションへのブース出展

- ICT イノベーションにブースを出すことで、本会の活動などをご周知頂くとともに、寄附募集を行う予定です。

5. 修了生および新入生の名簿データの収集

- 修了生については、修了に伴う名簿データの更新を円滑に行うためにデータ収集を行います。

6. その他本会主催交流行事の開催

- 産と学，社会人と学生などといった多様な交流の機会を，本会員に積極的に提供することで，本会員の人脉や知識の発展に協力致します。

平成 21 年度予算案

平成 21 年度の予算案を下記のように提案致しますので，承認頂けましたら幸いです。

		[単位：円]	20 年度実績	21 年度予算案
収入	通常収益	会費収入	670,000	670,000
		広告収入	-	250,000
		イベント関連収入	-	400,000
	営業外収益	ウェブ収入	0	(*)10,000
		寄付	15,000	100,000
		その他	1,114	1,000
	収入合計		686,114	1,430,000
支出	管理費	人件費	155,000	200,000
		その他	132,667	(*)400,000
	イベント関連支出		-	800,000
	支出合計		287,667	1,400,000
純損益		398,447	30,000	

傍注

*1) サイト運営 (URL: <http://www.johogaku.net/>) による収益。特に，Google AdSense による広告収入，Amazon アフィリエイトによる紹介料。

*2) 会報 (年 2 回) の出版・配送費用を想定しています。

会則の改訂に関する承認決議

昨年度から，本会は会報の発行などの出版事業，および懇親会の開催などの交流会事業を中心とする事業を通して，本会員の親睦や学術・産業の発展を目指してきました。そこ

で今回、このような活動を一層推進し、また本会員の皆様の権利を拡大するために、会則を改訂することを提案いたします。具体的な改訂案は以下ようになります。

今回改訂を提案している部分について、追加部分を下線部で、削除部分を取消線部で示します。

第一条 (名称)

本会は京都大学情報学研究科同窓会と称する。

第二条 (事務局)

本会事務局は、京都大学大学院情報学研究科内に置く。

第三条 (目的)

本会は会員相互の親睦を深め、産業 学術および文化の発展に寄与することを目的とする。

第四条 (事業)

前条の目的を達成するために、本会は次の事業を行う。

- 総会
- 会員名簿の作成
- 懇親会などの開催
- 出版事業
- その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第五条 (入会資格入会)

本会の会員は正会員および準会員と特別会員から構成され、それぞれの入会資格および入会方法をは以下に定めるとおりとする。

正会員の入会資格(正資格)は以下のいずれかであり、名簿情報の提出を以って入会とする。

- 京都大学大学院情報学研究科博士前期課程(修士課程)の修了生
- 京都大学大学院情報学研究科博士後期課程の修了生
- 京都大学大学院情報学研究科博士後期課程の単位取得認定退学者

準会員の入会資格(準資格)は以下のいずれかであり、名簿情報の提出を以って入会とする。準会員は正資格を満たした時点をもって正会員となるものとする。

- 正資格を持たない
- 京都大学大学院情報学研究科博士前期課程(修士課程)の在学学生および退学者
- 京都大学大学院情報学研究科博士後期課程の在学学生および退学者

特別会員の入会資格(特別資格)は以下のいずれかであり、本会委員会に申請し承認を得、名簿情報の提出を以って入会とする。特別会員は正資格を満たした時点をもって正会員となるものとする。

- 正資格および準資格を持たない
- 京都大学大学院情報学研究科及びその連携講座，協力講座に所属する教員，技術職員，事務職員，秘書教職員等およびその職にあったもの
- 京都大学大学院情報学研究科の旧教官，教員，旧技官，技術職員，旧事務官，事務職員，秘書

第六條 (入会規定)

本会への入会は，下記の手続きをもって行われるものとする。

正資格

修子時の名簿情報の提出を以って入会とする。

準資格

入学時の名簿情報の提出を以って入会とする。

特別資格

本会委員会へ申請し，承認を得ることを以って入会とする。

第七六條 (退会規定)

会員は以下の条件を承諾し，本人が本会委員会に申請することにより退会することができる。

- 退会する会員は，滞納している会費がある場合，それを本会に支払わなければならない。
- 退会する会員が本会にすでに支払った会費について，払い戻しは行わない。
- 退会する会員は，退会時に本会会員名簿から自身に関する情報を消去することを希望する場合にはその旨を本会委員会に通知することとする。
- 退会する会員に対して，本会は本会の一部のサービス（会員向けメールの受信）を引き続き提供する。これを希望しない場合にはその旨を本会委員会に通知することとする。

第八七條 (除名規定)

本会委員会は，会員のうち，運営妨害行為を行った者，会員に対して迷惑行為を行った者，その他本会委員会が会員として不適切と判断した者を，除名処分とすることができる，除名された会員は以下の条件を承諾するものとする。

- 除名された会員は，滞納している会費がある場合，それを本会に支払わなければならない。
- 除名された会員が本会にすでに支払った会費について，払い戻しは行わない。
- 除名された会員の情報は，本会会員名簿から削除される。

第九八條 (会長)

本会には会長一名を置く。会長は本会を統轄し，本会を代表する。会長は，委員会の推薦に基づき総会において会員の中から選出され，その任期は 3 年とする。重任は認めない。

第十九条 (委員)

本会会員から3名以上の委員を選出する。委員の任期は1年とし、重任は妨げない。

第二十条 (委員会)

会長および委員は委員会を組織する。委員会は本会の運営について協議し、総会に対し会長候補を推薦する。

第二十一条 (幹事)

委員の中から互選した若干名に会長が幹事を委嘱する。幹事は会長を補佐し、庶務、会計、会員名簿の管理などの会務を執行する。

第二十二条 (顧問)

本会には顧問を若干名置くことができる。会長は、京都大学大学院情報学研究科から推薦された教官に顧問を委嘱する。顧問の任期は1年とする。

第二十三条 (総会)

総会は年度毎に会長によって招集される。総会では、事業報告、事業計画、決算および予算の承認、会長の改選、その他の議事を行う。

(二) 委員会及び会員は議案を発議することができる。会長は議案を事前に会員に対して告知するものとし、会員による発議はそれより以前に委員会を通じて行う。

(三) 臨時総会は、委員会の発議により会長が招集する。

(四) 総会の決議は出席会員の過半数の同意を必要とする。

第二十四条 (会費)

会員は別途定めた額を会費として納入する。会費額の決定・変更は総会の承認を必要とする。

第二十五条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第二十六条 (会則改正)

本会則の改正は、総会の決議を経ることを要する。